

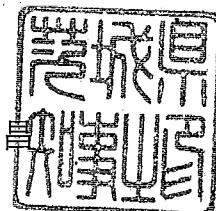
原 対 第329号
平成19年9月21日

独立行政法人 日本原子力研究開発機構

理事長 岡崎 俊雄 殿



茨城県知事 橋 本



原子力安全協定の遵守及び保安管理の徹底について

今般、原子力安全協定締結全19事業所に対し、報告の漏れ及び記載事項の改ざんの有無について、調査を実施したところ、4事業所から、原子力安全協定に定める報告及び連絡が漏れていた旨の回答があった。

原子力施設の汚染や火災に係る事案は、周辺環境への影響がなかったとは言え、原子力施設の保安管理について著しく適切さを欠くものであり、原子力に対する県民の不安・不信を招くものである。

今後、法令及び原子力施設周辺の安全確保及び環境保全に関する協定を遵守するとともに、特に下記事項について留意されたい。

記

1 保安管理体制の充実強化について

4事業所における保安管理体制を統一するとともに、一層の充実強化を図ること。

2 原子力施設の汚染防止について

- (1) 原子力施設の廃止措置、用途の変更及び設備の更新等に当たっては、適切な工事計画を策定するとともに、管理区域の解除に当たっては必ず汚染の有無を確認し、汚染が認められた場合には除染を確実に実施すること。
- (2) 廃止措置又は用途の変更に当たっては、施設の管理責任を所内規程等において明確にすること。

3 火災発生時の迅速な対応及び火災予防について

- (1) 火災と疑われる事象が発生した際には、消防法に則り直ちに公設消防へ通報し、火災か否かの判断及び鎮火の確認を要請すること。
- (2) 火災発生時には、消防法に基づき定めた消防計画に従い、消火活動等が的確に行えるよう、自衛消防隊の充実強化を図るとともに、定期的に公設消防との共同訓練を行うこと。
- (3) 職員のみならず工事業者の社員に対し、過去に発生した火災の状況及び原因等について所内教育を実施し、職員及び社員の防火意識の向上を図ること。
- (4) 定期的に所長等が巡回を行い、上記対策について検証すること。

4 事故・故障等の報告漏れ防止について

トラブルや施設管理上必要な情報については、複数部署で共有するシステムをつくるなど、事故・故障等の報告漏れが生じない仕組みを早急に構築すること。